

令和5年3月10日

まちづくり委員会資料

緑地における利活用と保全の好循環の創出に
向けた取組の推進について

建設緑政局

1 背景・課題

本市では、緑の基本計画に基づき、多摩丘陵や多摩川崖線に残る貴重な樹林地の保全に取り組むとともに、**緑地の維持管理については、市民ボランティアとの協働により進めてきましたが、緑地に係る市民ボランティアを対象にしたアンケートの結果からも、会員の高齢化、後継者の育成、活動の人手不足といった公園愛護会等の活動団体と同様の課題が寄せられており、持続的な協働の取組が危ぶまれています。**

この危機に対応するためには、**幅広い世代に関心をもってもらうことにより、新たな担い手の確保につなげることが必要**になっています。

一方、王禅寺四ツ田緑地において利活用として自然体験イベントの実施や野外活動団体の利用に供したところ、子どもたちの興味や関心を集め、緑の価値を再認識するとともに、利用者の半数が保全活動にも参加するなど保全活動への誘いへ繋がることも明らかになってきたことから、令和4年度からは、**本取組を他の緑地や緑地の無い地域においても拡大してまいりました。**

2 王禅寺四ツ田緑地の概要と取組の成果

(1)概要

名称：王禅寺四ツ田緑地 面積：約7.1ha

住所：川崎市麻生区王禅寺字四ツ田1028-2ほか

公園種別：都市林 最寄り駅：新百合ヶ丘駅からバスで15分

施設概要：多摩丘陵における里山の豊かな自然環境を残している緑地（樹林地、竹林、草地、池、散策路、管理棟(6.6㎡)、トイレ、手洗い場）

経緯：

- 事業者所有の樹林地を平成24年度に特別緑地保全地区に指定
- 平成25年度から平成28年度にかけて市が取得し、順次供用を開始（閉鎖管理）
- 令和2年11月に利活用イベント（1日）を実施
- 令和3年7月から委託管理運営を開始

現在の運営状況：

- 週に2日程度の一般開放日、事前に調整した団体による利用、週に1度のボランティアによる里山管理活動
- 開放時間は10時～16時（受付は15時まで）
- 一般開放日にはプレーリーダーが常駐



地域固有種のタムノカンアオイ



① 出入口 ② 樹林地 ③ 池 ④ 草地広場 ⑤ 人工池 ⑥ 竹林

現況写真

(2)取組の状況

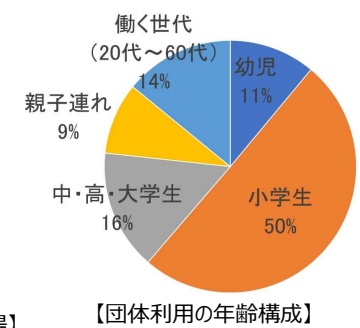
自然体験学習の専門家が、緑地の自然環境の中で、たき火や薪割り体験、斜面地を活用した滑り台、樹木を活用したブランコなど様々な利活用を市民に提供しています。このような**利活用をきっかけに自然環境に興味をもった方や団体が、自然環境の保全に関わる活動に参加しています。**



取り組み前 自然環境を活かしたプレーパーク事業 団体利用 多様な保全活動 利活用 保全

(3)取組の成果

- ア 利活用した市民が保全活動にも参加**
利用者の半数(2千人)が保全活動を実施
- イ 新たな担い手候補が主な利用者**
新たな担い手の候補となる子ども、若年層(86%)
働く世代(14%)が利用【団体利用の年齢構成】
- ウ 参加者の特性を踏まえたプログラム**
参加する年齢や人数に応じた作業内容を提供し、保全活動を実施
- エ 利用の多様化**
様々な団体が利用を始める
【防災訓練の実施、児童育成組織による活用、企業研修の場】



【団体利用の年齢構成】

3 取組の拡大

(1) その他の緑地の取組

市と自然体験学習の専門家が、**緑地の保全活動団体や公園等におけるプレーパーク団体の連携を支援することで、自然体験学習の場を創出し**、小学生の親子に自然環境の中で自由に遊んでもらう機会を創出しました。



● 菅生緑地西地区

令和4年11月27日(日)
参加人数 59人
協力団体
水沢森人の会、宮前区冒険遊び場ネットワーク



水沢わんぱくの森

● 橋特別緑地保全地区

令和5年1月15日(日)
参加人数 33人
協力団体
高津区市民健康の森を育てる会、高津せせらぎプレーパークやレンジャー



たちばなわんぱくの森

(2) 緑地のない地域の取組

緑地のない地域では、**校庭開放と連携した新割り体験を実施したところ**、子どもたちの関心を集め、多くの方に参加いただきました。

● 新割り体験

大島小学校
令和4年11月12日(土)



(3) 取組の拡大による成果

- ア その他の緑地においても、保全活動団体やプレーパーク団体の連携を支援することで、利活用と保全のきっかけづくりが可能
- イ 緑地のない地域において、自然体験学習の機会（自然体験プログラム）を実施することで、緑地の存在を周知し、行ってみたいと思うきっかけづくりが可能。また、自然体験プログラムの魅力を再確認

4 今後の推進に向けたポイント（これまでの取組を踏まえて）

王禅寺四ツ田緑地等の資源を踏まえ、次のとおり自然体験学習の機会を広げてまいります。

(1) 王禅寺四ツ田緑地（公園緑地の自然体験学習施設の拠点）

- ・自然環境を活かした利活用の機会を持続的に創出し、利用者を拡大
- ・幅広いニーズや利用形態に合わせた自然体験メニューの持続的な提供

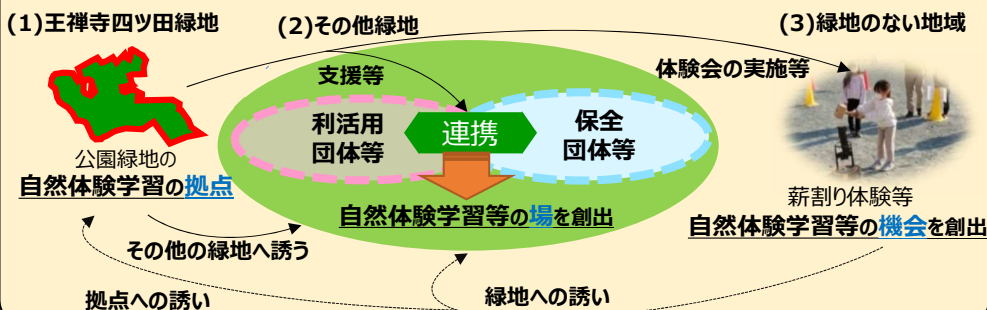
(2) その他緑地（既存団体の連携を支援し、自然体験学習等の場を創出）

- ・好循環の創出が期待できる既存のボランティアや利活用団体の連携の支援や多様な知識・技術等を支援
- ・王禅寺四ツ田緑地の新たな担い手を他の緑地へ誘う

(3) 緑地のない地域（自然体験学習等の機会を創出）

- ・新割りなどの自然体験プログラムの実施による緑地への誘い

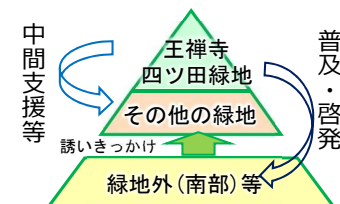
王禅寺四ツ田緑地を拠点とした取組のイメージ



5 今後の方向性

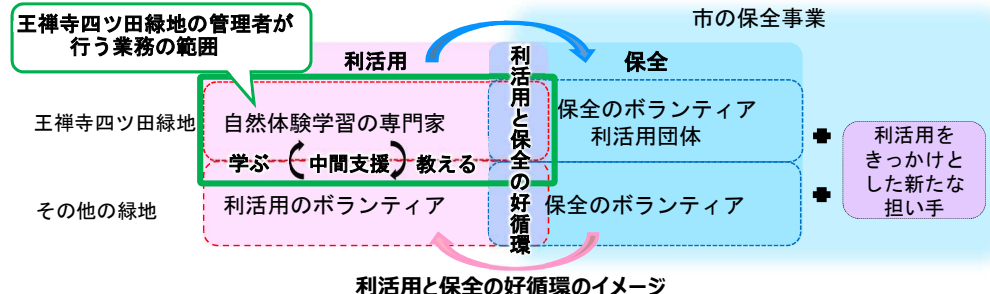
(1) 王禅寺四ツ田緑地とその他緑地等の整理

王禅寺四ツ田緑地については、公園緑地における**自然体験学習の拠点・象徴とし、市域に取組を広げる役割を担います。**
【王禅寺四ツ田緑地が担う自然体験学習を通じた様々な役割】
・市域の利活用と保全への誘いの加速、保全活動の持続性の確保
・みどりの価値向上、新たな関係性の気付きなど



(2) 利活用をきっかけとした保全活動の継続性を高める仕組み

王禅寺四ツ田緑地については、**利活用をきっかけとした参加者から新たな担い手の発掘・育成**を行い、その他の緑地については、**保全活動団体と利活用を行う地域のボランティアが連携し、地域の子どもたちに身近な緑地に関心**をもってもらい、環境意識や愛着の形成につなげるとともに、**保全活動の担い手確保のきっかけづくり**を行います。



6 取組の推進に向けた持続的な運営体制の構築

本取組が王禅寺四ツ田緑地を拠点として市域へも好循環が広がるよう、**持続的・効果的・効率的に管理運営するために、指定管理者制度を導入します。**

（導入による緑地内の効果）

- ・民間のノウハウやアイデアによる**自然体験プログラムの充実**
- ・**契約期間(事業者の連続性・安定性)**を活かした植生管理の実施及び**新たな団体との連携**
- ・**自主事業による収益をサービスの質の向上に還元**

（導入による緑地外の効果）

- ・指定管理者が**普及・啓発活動(アウトリーチ)**として拡大

※市が**モニタリング体制(チェック)**を整え、評価を行うなど、本市の施策に即した取組として発展を目指す

7 指定管理者制度の導入に向けて（都市公園条例の一部改正）

指定管理者制度の導入に向けた手続きとして、**緑地の供用期間や時間などの管理基準や利用に係る手続き等を条例に定める必要があることから、都市公園条例の一部改正**します。

8 スケジュール

本取組に関するパブリックコメントを実施し、必要な条例改正等の手続きを進めるとともに、**令和6年4月からの指定管理者による管理運営の開始に向けて取組を進めてまいります。**

- 令和5年3月 緑地における利活用と保全の好循環の創出に向けた取組の推進に関わるパブリックコメント実施
- 令和5年6月 川崎市都市公園条例の一部改正
- 令和5年8月 事業者の公募予定
- 令和6年4月 指定管理者による管理運営を開始

「緑地における利活用と保全の好循環の創出に向けた取組の推進」について御意見をお寄せください

川崎市では、緑の基本計画に基づき、緑の保全を進めるとともに、維持管理については、市民ボランティアとの協働により進めてきました。しかしながら、協働の取組については、会員の高齢化や後継者の育成等といった課題に直面しており、幅広い世代に関心をもってもらい、新たな担い手の確保につなげる必要があります。

このような中、王禅寺四ツ田緑地等における利活用と保全の好循環の創出に向けた取組とその成果を踏まえ、令和6年度から指定管理者が王禅寺四ツ田緑地の管理運営とその他緑地等における活動団体の中間支援等を担うことを予定しています。本取組の推進(王禅寺四ツ田緑地の管理運営に指定管理者制度を導入)にあたっては、都市公園条例の一部改正が必要になるため、市民の皆様の御意見を募集します。

1 意見募集の期間

令和5年3月22日(水)～令和5年4月20日(木)

※郵送の場合は、令和5年4月20日(木)の消印まで有効です。

※持参の場合は、令和5年4月20日(木)の17時15分までとします。

2 意見の提出方法

住所、氏名(団体の場合は、名称及び代表者の氏名)及び連絡先(電話番号、住所又はメールアドレス)を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールをご利用ください。

(2) ファクシミリ

FAX番号：044(200)3973

(川崎市建設緑政局緑政部みどりの事業調整課)

(3) 郵送先・持参先

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 12-1 川崎駅前タワー・リパークビル 17階

川崎市建設緑政局緑政部みどりの事業調整課

《注意事項》

- ・ 御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。
- ・ 個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。
- ・ 電話や口頭での御意見の提出は御遠慮ください。

3 資料の閲覧及び配布場所

各区役所市政コーナー、情報プラザ(川崎市役所第3庁舎2階)、市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課、建設緑政局緑政部みどりの事業調整課、川崎市ホームページ、各区市民館、図書館

4 問い合わせ先

川崎市建設緑政局緑政部みどりの事業調整課

電話：044(200)1202 FAX番号：044(200)3973

E-mail：53mityo@city.kawasaki.jp